

<一般委託>

燈明堂緑地機械式駐車場保守管理業務委託(長期継続契約) 仕様書

燈明堂緑地機械式駐車場保守管理業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる

1	目的	燈明堂緑地駐車場の保守管理業務(長期継続契約)
2	履行期間	令和2年6月1日から令和6年1月31日
3	施行場所	横須賀市西浦賀6-47-1
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	特になし
6	関係法規	特になし
7	資格要件	別紙のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は分割実施につき、業務完了後、受託者の請求により精算する。 ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	環境政策部公園管理課 宇田川 友輝

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額 (税込)

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和 2 年度	円	令和 2年 6月 1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和 3年 3月 31日まで

2 初年度業務別内訳書 (税抜)

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
駐車場機械設備費	月	10		
駐車場保守管理費	月	10		
以下空白				
合計金額	/	/	/	

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額 (税抜)

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和 3年度	円	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで
令和 4年度	円	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月 31日まで
令和 5年度	円	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 1月 31日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

業務仕様書

1 業務目的

本業務は、西浦賀6丁目47番1に存する燈明堂緑地駐車を機械式（ゲート式）にて管理運営するためのものである。

2 施行場所 西浦賀6丁目47番1（燈明堂緑地駐車場）

3 履行期間 令和2年6月1日から令和6年1月31日まで

4 駐車場仕様

駐車場面積：869.6 m²

管理方法：機械式（ゲート式）

営業時間：5：00～21：30

区画数：普通車のみ30台以上（各区画に車止め設置）

使用料：1回30分まで0円

1回30分を超え2時間まで320円

1回2時間を超えた場合は、320円に2時間を超えた時間30分までごとに50円を加算する。

ただし、620円を超えるときは、620円とする。

5 一般事項

- (1) 業務実施に当たっては、公園利用者に対し、危険がないよう十分注意し、もし、作業中に公園利用者へ被害を及ぼした場合には、監督員に速やかに報告し、受託者の責任において処理すること。
- (2) 受託者は、監督員の指示及び本仕様書に従い、適正な業務の履行に努めること。
- (3) 受託者は、従業員に対し常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故発生の防止に努めること。
- (4) 受託者は、監督員と常に連絡が取れる体制づくりをすること。
- (5) 受託者は本業務に従事する際、都市公園法及び地方自治法、駐車場法（昭和32年法律第106号）その他関係法令を遵守すること。
- (6) 機械設置等事前整備工事の作業中は、公園内に必ず作業表示板を表示し、公園利用者に迷惑がかからぬよう十分に配慮すること。
- (7) 受託者は、駐車場利用料に対し減免が必要な場合は、市減免規定に準じて処理を行うこと。
- (8) 受託者は、業務開始10日前以内に業務実施に必要な業務計画書（初年度事前整備設計書）を提出し、監督員の承諾を得ること。

なお、業務計画書には次の事項を記載しなければならない。

1. 表紙：委託名・施工場所・履行期間・会社名（代表者印押印）の記入。
2. 業務概要
3. 履行方法（管理マニュアル・駐車場設計図書等）
4. 会社組織図
5. スケジュール（駐車場機械設置等事前整備、集金、清掃、点検等）
6. 従業員名簿
7. 使用車両：（保守管理、集金車両等）
8. 使用資材（管理時に使用するもの）
9. 履行管理体制（写真管理含む）
10. 社内検査体制
11. 安全管理体制：従業員安全管理、作業時・移動時の安全管理等
12. 緊急時の体制
13. 資格等の写し：普通免許証等
(その他駐車場運営に必要なものがあるか—確認)

6 業務仕様

—業務スケジュール—

項目	日程
機械設置等事前整備	令和2年6月1日～令和2年6月30日
駐車場運営	令和2年7月1日～令和6年1月10日
設備撤去	令和6年1月11日～令和6年1月31日

—機械設置等事前整備について—

- (1) 機械設置等事前整備とは、当該駐車場の運営を行う上で必要な施設を設置し、管理運営を行うための準備工である。
- (2) 整備工事開始前に、業務計画書に添付された機械式駐車場整備設計図書について監督員と整備内容及び施工方法の協議を行うこと。
- (3) 整備工事は、原則として、平日の9:00～18:00までの時間帯に行うこと。
- (4) 車室、車路及び設備配置については、十分に安全を確保すること。
- (5) 当該駐車場において、路面舗装以外については未整備であることから表1の施設について整備を行うこと。
- (6) 当該駐車場は、公園駐車場であることから、駐車場使用料については市減免規定による減免措置が発生するため、事前設定が必要な場合は機械設定を行うこと。
(遠隔操作による対応も可)
- (7) 整備工事完了後、表1の電気設備及び駐車場設備については速やかに市へ帰属す

ること。

表 1

	施設名称	設置物	施設仕様
①	電気設備	引込柱、 分電盤 等	分電盤は以下の公園施設と共用可能な仕様とすること。 ①自販機 (既存施設：子メーター、ブレーカー等を設置) ① 公園照明灯 (設置予定：ブレーカー等を設置)
②	機械式駐車場設備	ゲート式機械設備、 現金収納のみ精算機 等	設置設備において次の機能を有すること ①減免対応機能 (遠隔監視システム・操作等) ②防犯機能 (防犯カメラ・夜間照明等) ③必要情報の掲示 (使用料、コールセンターの番号、 操作方法等)
③	駐車場設備	区画線、車止め 等	区画数は 30 台以上とする 車止めは 1 区画につき 2 個設置すること その他必要に応じ区画番号を記すこと

※ 1 表 1 に含まれないが、業務上設置を要する設備を有する場合は、監督員と別途協議のうえ設置すること。

※ 2 機械設置等事前整備に伴う表 1 ①③の作業は、設置作業時の安全性及び設置後の安全性確保の観点から、建設業法による許可を受けたものが行うこと。なお、建設業法による建設工事の許可の種類は、①は電気工事、③は土木一式工事とする。

—駐車場運営について—

○日常管理は次のように行うこと。

- (1) 当該駐車場は、原則、休場日を設けないため 365 日コールセンター等による利用者対応を行うこと。
- (2) 当該駐車場運営において起きたトラブルについて、対応できるよう場内を見渡せる場所にカメラを設置し、利用者問い合わせに対応できるだけの現地状況を確認できるものとしておくこと。
- (3) 利用者からの問い合わせ以外に、トラブル（機械破損等）が起きたことを感知できる設備（トラブル信号等）とすること。
- (4) 利用者の緊急出庫に対応できるよう、ゲートバーの遠隔操作を行えること。
- (5) 緊急消耗品補充や現地トラブル等発生時には、現地対応を行うこと。
- (6) 駐車場使用料の還付については、都市公園条例第 21 条に基づいた取り扱いとする。
- (7) 駐車場使用料の減免については、都市公園条例・同施行規則及び公園の入園料及び使用料の減免に関する取扱基準に準じて駐車場利用料の減免を行うこと。

○保守管理は次のように行うこと。

- (1) 関連法令を遵守した機械保守を行うこと。また、定期的に機械清掃を行い、故障防止に努めること。
- (2) 駐車場保守として隔週に1回場内清掃を行うこと。
ただし、繁忙期である4月最終土曜日～5月6日及び7月1日～9月30日まで
は、週に2回場内清掃を行うこと。
なお、場内清掃とは、駐車場を清潔に保つために行う簡易清掃であり、清掃時に発生したごみについては、場内の1箇所にとりまとめ監督員へ報告すること。
- (3) 災害等緊急時における対応は、常時対応すること。

○料金徴収は次のように行うこと。

- (1) 精算機の売上回収は隔週で行うこととし、回収日は年度当初に提出する業務計画書に記載すること。
- (2) 回収日には、消耗品チェック及び補充、つり銭精査等を行うこと。
- (3) 回収金は、各月1回市へ納めること。

—設備撤去等について—

- (1) 令和6年1月11日～令和6年1月31日の間に設備撤去を行うこと。
- (2) 撤去対象は、原則、市へ帰属された電気設備及び駐車場設備以外の設備全てとする。
ただし、市が撤去不要と認めた設備についてはその限りではない。
- (3) その他仕様書に記載のない事項については、市監督員と協議のうえ決定すること。

7 業務報告

本業務に従事することに伴い、以下の報告を行うこと。

- (1) 整備完了報告（初年度のみ）

整備工事完了後10日以内に、市監督員へ以下の書類を提出し現場検査を受けること。

- ①完成施設平面図
- ②設置設備数量表
- ③工事完成引継ぎ書
- ④設置設備仕様書
- ⑤機械設備の設定内容報告
- ⑥工事前中後写真（材料写真含む）

- (2) 月次報告（運営開始後）

毎月 10 日までに駐車場実績報告書を作成し、監督員へ提出すること。

なお、報告内容は以下のとおり。

- ①利用台数（通常利用と減免利用は別カウントとすること）
- ②徴収料金
- ③日報（機械保守実績、場内清掃実績、トラブル等報告 等）

(3) 年次報告

年次報告は、翌年度の 4 月 10 日（最終年度は、駐車場運営最終月の翌月 10 日）までに駐車場年度実績報告書を作成し、監督員へ提出すること。

なお、報告内容は以下のとおり。

- ①年間利用台数（通常利用と減免利用は別カウントとすること）
- ②年間徴収料
- ③年間トラブル件数

(4) 設備撤去報告（最終年度のみ）

なお、報告内容は以下のとおり。

撤去工事完了後 10 日以内に、市監督員へ以下の書類を提出し現場検査を受けること。

- ①撤去施設数量
- ②工事前中後写真

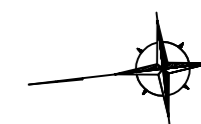
位置図 S=1/4000



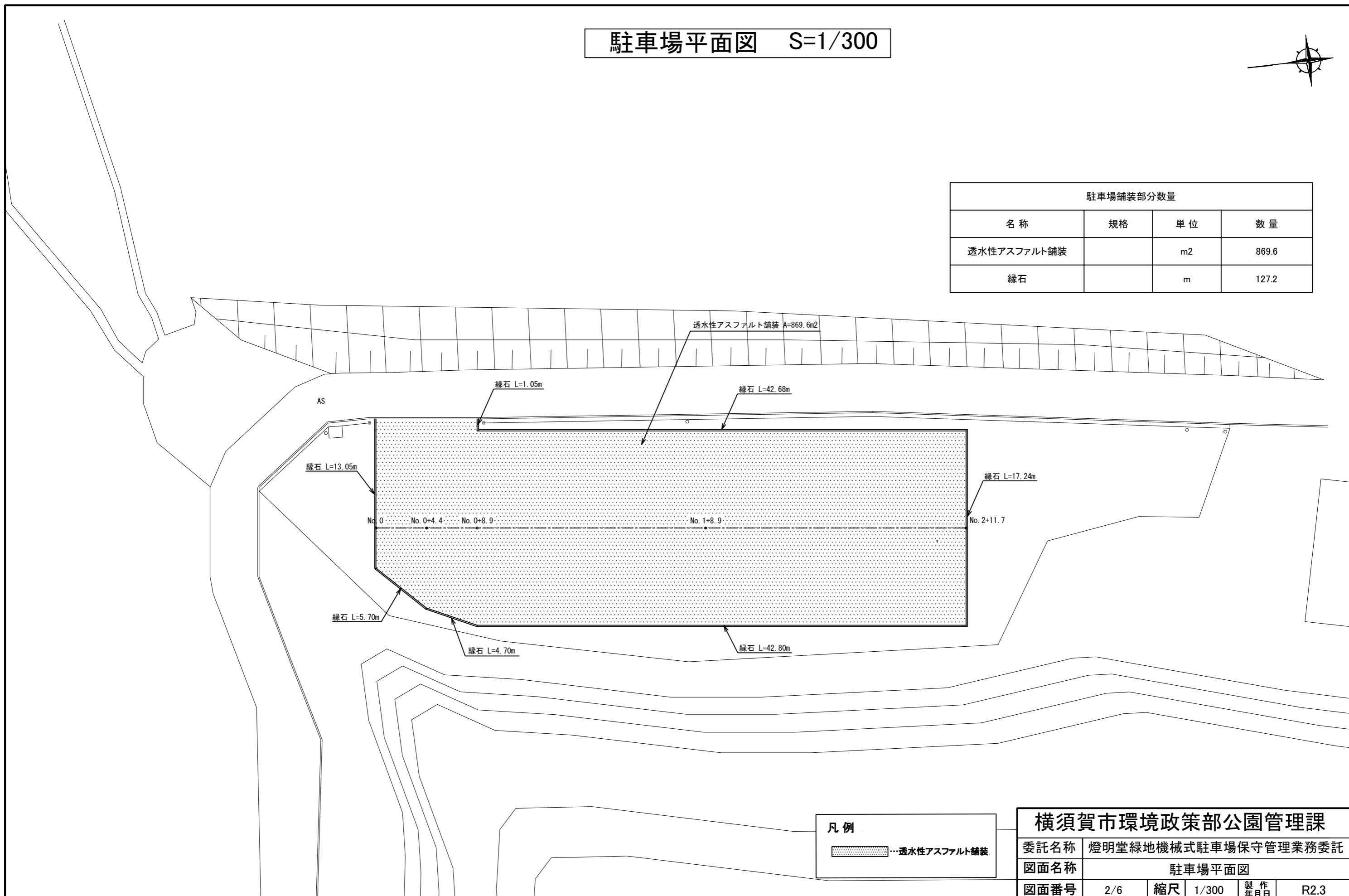
施行管理箇所(燈明堂緑地:駐車場)
横須賀市西浦賀6丁目47番1

横須賀市環境政策部公園管理課				
委託名称	燈明堂緑地機械式駐車場保守管理業務委託			
図面名称	位置図			
図面番号	1/6	縮尺	1/4000	製作年月日 R2.3

駐車場平面図 S=1/300



名称	規格	単位	数量
透水性アスファルト舗装		m ²	869.6
縁石		m	127.2



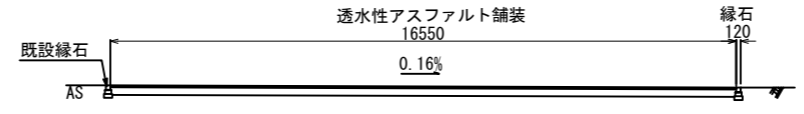
	透水性アスファルト舗装
--	-------------

横須賀市環境政策部公園管理課				
委託名称	燈明堂緑地機械式駐車場保守管理業務委託			
図面名称	駐車場平面図			
図面番号	2/6	縮尺	1/300	製作年月日
				R2.3

断面図1 S=1/200 u;mm

No. 0+4.4

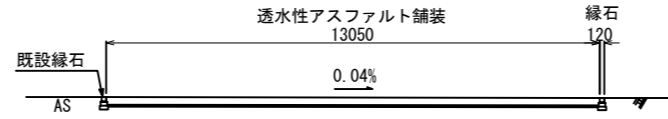
DL=9.000



DL=9.000

No. 0

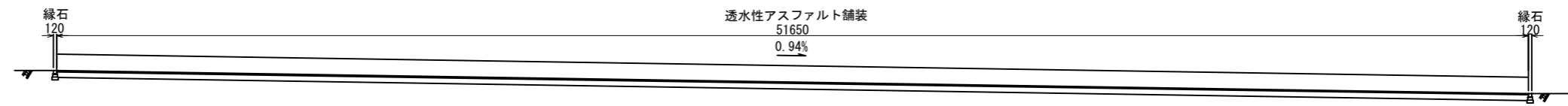
DL=9.000



DL=9.000

No. 0 ~ No. 2+11.7

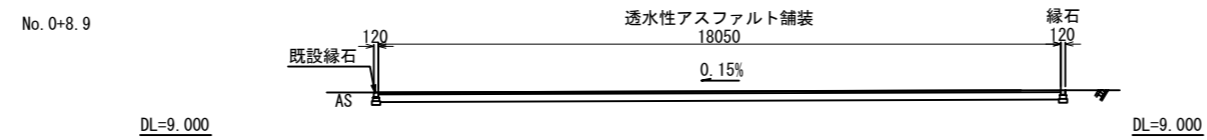
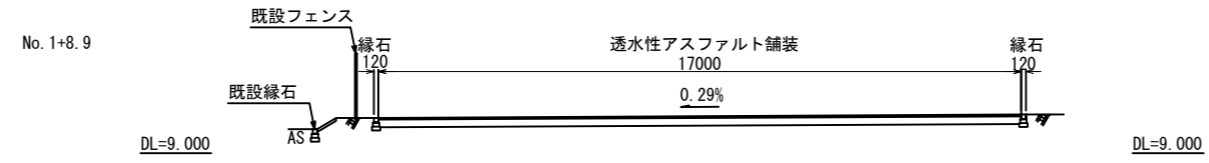
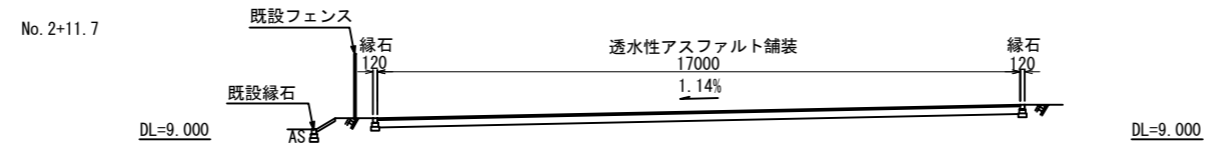
DL=9.000



DL=9.000

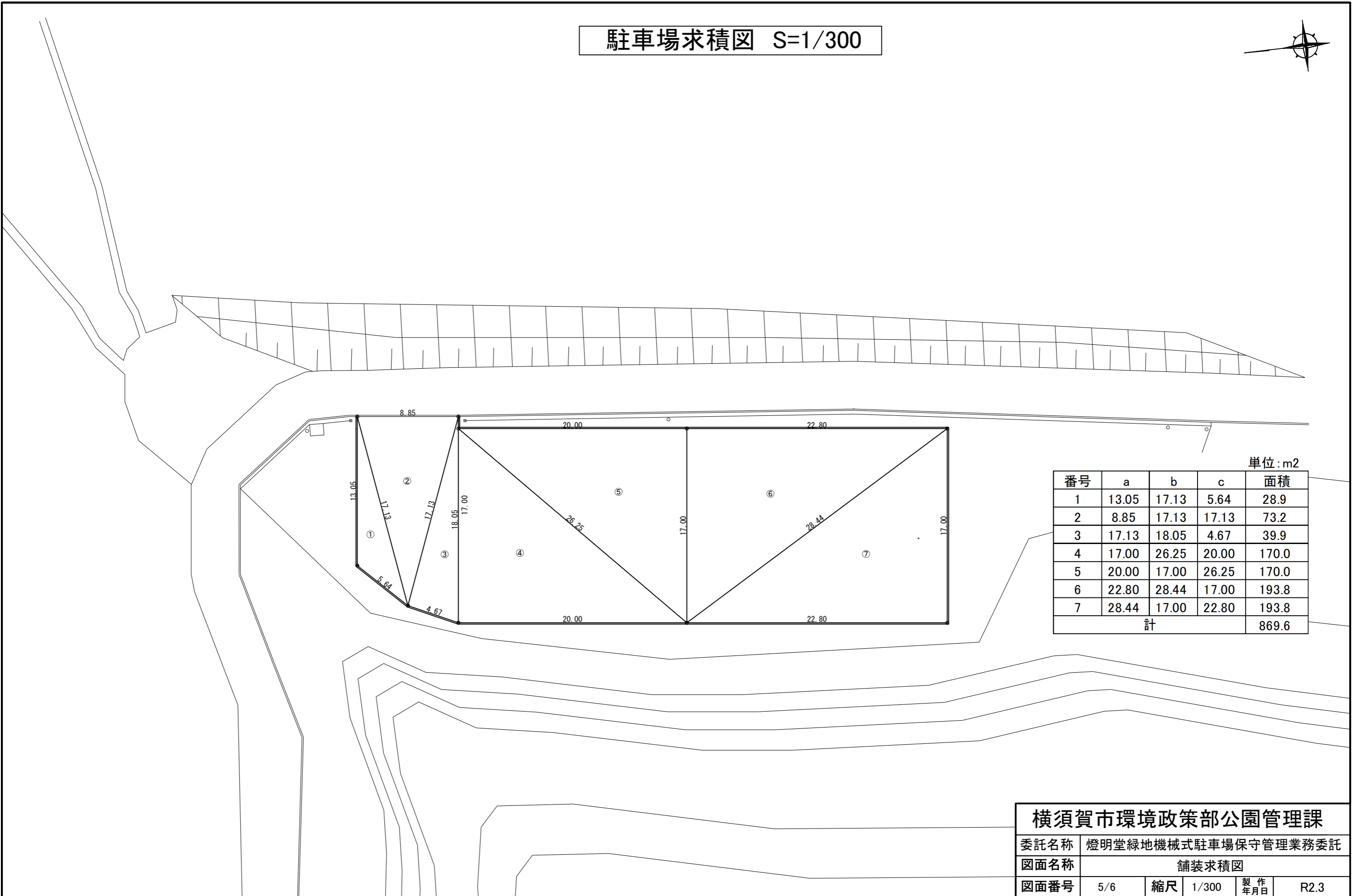
横須賀市環境政策部公園管理課				
委託名称	燈明堂緑地機械式駐車場保守管理業務委託			
図面名称	断面図1			
図面番号	3/6	縮尺	1/200	製作 年月日
				R2.3

断面図2 S=1/200 u;mm



横須賀市環境政策部公園管理課				
委託名称	燈明堂緑地機械式駐車場保守管理業務委託			
図面名称	断面図2			
図面番号	4/6	縮尺	1/200	製作 年月日
				R2.3

駐車場求積図 S=1/300



単位:m2

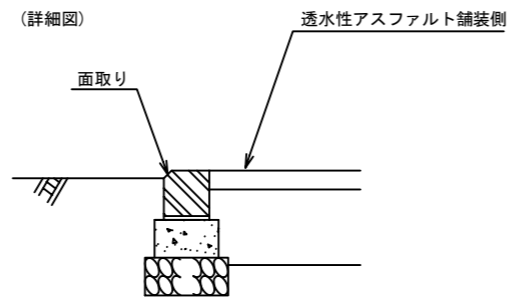
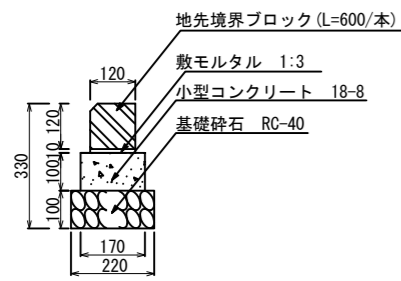
番号	a	b	c	面積
1	13.05	17.13	5.64	28.9
2	8.85	17.13	17.13	73.2
3	17.13	18.05	4.67	39.9
4	17.00	26.25	20.00	170.0
5	20.00	17.00	26.25	170.0
6	22.80	28.44	17.00	193.8
7	28.44	17.00	22.80	193.8
計				869.6

横須賀市環境政策部公園管理課				
委託名称	燈明堂緑地機械式駐車場保守管理業務委託			
図面名称	舗装求積図			
図面番号	5/6	縮尺	1/300	製作 年月日
				R2.3

構造図

u;mm

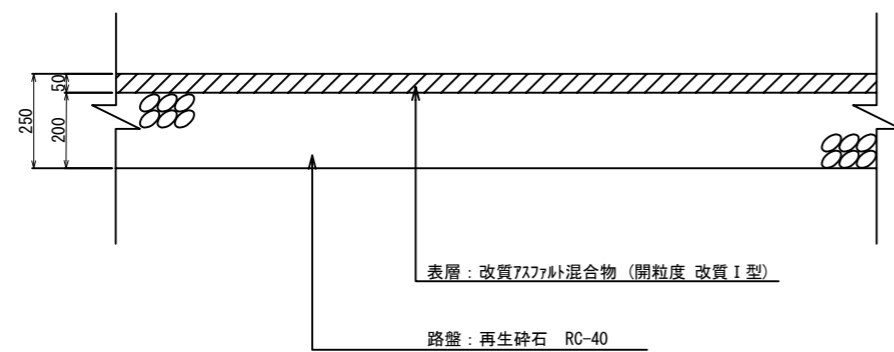
・縁石 S=1:20



縁石 10m当り

材料表				
地先境界ブロック	基礎砕石	敷モルタル	小型コンクリート	均し型枠
120*120*600	RC-40 t=100	1:3	18-8	
本	m2	m3	m3	m2
16.500	2.200	0.012	0.170	2.000

・透水性アスファルト舗装 S=1:20



透水性アスファルト舗装 100m2当り

材料表	
改質アスファルト混合物 開粒度 改質 I 型	再生砕石
t=50	RC-40 t=200
m2	m2
100.000	100.000

横須賀市環境政策部公園管理課				
委託名称	燈明堂緑地機械式駐車場保守管理業務委託			
図面名称	構造図			
図面番号	6/6	縮尺	各記	製作 年月日
				R2.3